



国 監 告 第 1 8 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成22年度
第3回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成23年3月9日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 中 川 喜美代

平成 22 年度 第 3 回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部課

都市振興部 都市計画課、地域整備課、産業振興課、地域振興担当、建設課、交通担当、国立駅周辺まちづくり推進室

3. 監査の範囲

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の実施期間

平成 22 年 12 月 3 日（金）から平成 23 年 2 月 8 日（火）まで

5. 説明等聴取・実査日

平成 23 年 2 月 7 日（月）・8 日（火）

6. 監査対象部局の概要

(1) 部長を除く職員配置状況

平成 22 年 12 月 31 日現在（単位：人）

課名	課長	係長	主査	主任	主事	嘱託員等	臨職	合計
都市計画課	1	2	0	0	3	嘱託員 1	0	7
地域整備課	1	3	0	0	3	0	0	7
産業振興課・ 地域振興担当	1 1	2 0	0 0	1 0	1 1	0 嘱託員 3	2 0	7 5
建設課・ 交通担当	1 1	3 1	3 0	4 1	7 1	再任用 3 嘱託員 1	2 0	23 5
国立駅周辺まち づくり推進室	1	1	0	1	1	0	0	4

(2) 事務分掌

【都市計画課】

都市計画係

- ① 都市計画に係る総合的な計画及び調整に関すること。
- ② 都市計画の決定及び変更に関すること。
- ③ 都市計画に係る図書の縦覧及び証明に関すること。
- ④ 都市計画審議会に関すること。
- ⑤ 地区計画に関すること。

- ⑥ 地域整備方針の立案及び調整に関すること。
- ⑦ 国・東京都施行都市計画事業(下水道を除く。)の調整に関すること。
- ⑧ 部課内の庶務及び調整に関すること。

指導係

- ① 開発行為等の指導及び建築協定に関すること。
- ② 景観形成に関すること。
- ③ 租税特別措置法に基づく優良宅地、優良住宅の認定に関すること。
- ④ ホテル等の建築規制に関すること。

【地域整備課】

区画整理係

- ① 南部地域の整備方針の立案及び推進に関すること。
- ② 土地区画整理事業に関すること。
- ③ 町名地番整理及び住居表示に関すること。
- ④ 国立市土地開発公社に関すること。
- ⑤ 課内の庶務及び調整に関すること。

まちづくり推進・用地担当

- ① 公共用地の取得、処分及び賃貸に関すること。
- ② 公共用地の取得に伴う建物その他の物件の補償に関すること。
- ③ 地価公示制度に関すること。
- ④ 国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引に関すること。
- ⑤ 低未利用地の土地利用の調整に関すること。
- ⑥ 住宅施策に関すること。
- ⑦ 国立市土地開発公社に関すること。

【産業振興課】

商工係

- ① 商工業の振興及び指導に関すること。
- ② 商工業諸団体の連絡調整に関すること。
- ③ 中小企業事業資金融資に関すること。
- ④ 中小企業事業資金貸付審査会に関すること。
- ⑤ 勤労者福祉対策等労政事務に関すること。
- ⑥ 国立市勤労市民共済会との連絡調整に関すること。
- ⑦ 市民まつり及びさくらフェスティバルに関すること。
- ⑧ 観光に関すること。

- ⑨ 企業誘致施策に関する事。
- ⑩ P F I 等に関する事。
- ⑪ 起業支援に関する事。
- ⑫ 課内の庶務及び調整に関する事。

農産係

- ① 農業の振興、指導及び奨励に関する事。
- ② 農畜産物の病虫害の防除及び家畜伝染病の予防に関する事。
- ③ 農業団体との連絡調整に関する事。
- ④ 農業委員会との連絡調整に関する事。
- ⑤ 農業用排水路に関する事。
- ⑥ その他農業に関する事。

【建設課】

管理係

- ① 道路の認定及び改廃に関する事。
- ② 道路敷地の交換及び処分に関する事。
- ③ 市道の幅員及び境界確認証明に関する事。
- ④ 道路の占用及び掘さくの許可並びに道路占用料に関する事。
- ⑤ 特殊車両の通行許可に関する事。
- ⑥ 屋外広告物の許可及び取締り並びに屋外広告物手数料に関する事。
- ⑦ 市道の境界確定及び道路台帳の整備に関する事。
- ⑧ 課内の庶務及び調整に関する事。

土木係

- ① 道路の新設及び改良工事（調査、計画、認可、設計及び施工）に関する事。
- ② 道路の維持修繕に関する事。
- ③ 私道整備に関する事。
- ④ 災害復旧工事の施工に関する事。
- ⑤ 日雇労働者に関する事。

建築係

- ① 市有建築物等の営繕（学校施設を除く計画・設計、施工等）に関する事。
- ② その他建築及び工作物に関する事。

交通係

- ① 交通施策の立案及び調整に関する事。
- ② 交通安全対策及び交通安全施設に関する事。
- ③ 国立市交通安全対策審議会に関する事。
- ④ 交通災害共済に関する事。
- ⑤ 自転車駐車場の整備及び使用料に関する事。
- ⑥ 自転車活用推進及び駅前自転車対策に関する事。
- ⑦ 駐車対策に関する事。
- ⑧ コミュニティバスに関する事。

【国立駅周辺まちづくり推進室】

国立駅周辺整備担当

- ① 国立駅周辺の整備計画の立案及び推進に関すること。
- ② 中央線三鷹・立川間立体化複々線事業に関すること。
- ③ 課内の庶務及び調整に関すること。

7. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 嘱託員・臨時職員の業務内容が適正であるか。
- (11) 前渡金の金銭出納簿への記録が適正であるか。
- (12) 郵券類の出納・管理が適正であるか。
- (13) 購入備品が適正に管理されているか。
- (14) 各課が独自に行っている契約事務が適正であるか。
- (15) 修繕・請負契約事務が適正であるか。
- (16) 委託・賃貸借契約事務が適正であるか。
- (17) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (18) 庁用車の運行・管理が適正であるか。

8. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

9. 監査の結果

今回の監査は、都市振興部を対象に平成22年4月1日から12月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。その結果、法令等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に効率性、合理性の検証及び管理体制の整備を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘及び要望事項として付記するので、改善に向け対応されたい。

《指 摘 事 項》

- ① 市報「国立駅周辺まちづくり特集号」発行のための予備費充用について

【国立駅周辺まちづくり推進室】

事務事業【0140600】国立駅周辺まちづくり基本設計・実施設計事業に係る経費において、印刷製本費 500,000 円及び同事業、配布委託料 189,000 円を予備費から充用し、市報「国立駅周辺まちづくり特集号」を作成、配布している事実を確認した。起案書によると、市長から、国立駅周辺まちづくりを、今行う必要性、これまでの経過やこれから行っていく市の考え方について、広く市民にお知らせするために 1 月 5 日号で配布するよう指示があり、予算措置については、平成 21 年度の決算審査要望事項を踏まえ予算科目を新設したうえで予備費を充用した。との経過説明があった。

しかし、予算措置の手続きを踏んでいるとは言え、平成 21 年度決算審査で計画性が乏しいとして要望した「国立駅周辺まちづくりイメージパンフレット」作成と同様に、当初からの計画性及び緊急性も見受けられないことから、予備費を充用するのではなく、補正予算で対応するべきであった。

《要 望 事 項》

- ① 予算執行管理について 【地域整備課・都市計画課・産業振興課】

事務事業【0140100】南部地域整備に係る経費のうち印刷製本費 1,000,000 円、並びに事務事業【0139500】都市景観形成推進事業に係る経費において、審議会委員報酬 10 名分、開催回数 5 回分 455,000 円、印刷製本費 1,724,000 円及び配送業務委託料 200,000 円が H22. 12. 28 現在未執行であり、今後も執行予定がないため平成 23 年 3 月補正でその全額を減額することを確認した。また、事務事業【0140200】木造住宅耐震化促進事業に係る補助金及び事務事業【0134800】農業振興対策に係る経費のうち、視察用バス借上料の予算執行率は極めて低いことを確認した。厳しい財政状況のもとで建てた予算の執行という視点から実行性のある事業計画に基づく当初予算額の算定と、予算執行予定額の早期見極めを要望する。

- ② 開発行為等指導要綱に基づく財政協力金について 【都市計画課】

国立市開発行為等指導要綱第 8 条第 2 項及び第 9 条第 3 項によると、21 戸以上の集合住宅を建設する事業主に清掃施設及び公園・緑地の整備に要する費用の一部負担について協力を求めている。また、これを実際に収入したときは寄付金として受け入れている。また、このいわゆる財政協力金の単価は毎年度、地価の動向により見直しをしている。

平成 20 年度に事前承認をしたものの、その後、事業主が変更され、平成 22 年 12 月に協定書を締結している事業計画において、継続事業を理由に、今までの慣行どおり事前承認をした平成 20 年度の単価を用いて算出した財政協力金を求めている事実を確認した。

財政協力金を求める趣旨に鑑みれば、平成 22 年度の単価によるべきであ

り、よって、平成20年度の単価により算出した財政協力金を求めたことは不適切であった。さらに、総務省及び国土交通省の通知にもあるように財政協力金制度のあり方についても、社会経済情勢や地域の実情の変化などを踏まえ検討するよう要望する。

③ 在庫管理について

【建設課】

事務事業【0137100】道路台帳整備事業において、原材料受払簿は整理され、管理も行き届いているが、境界標杭の在庫数を見ると、平成21年度に150本を購入し、同年度末には250本も保管しており、平成22年12月までの払出は36本であることを確認した。さらに、この事業の原材料費予算693,000円から他の事業へ379,000円を節間流用している。

今後においては適正在庫数量を定めるなどして、効率的な在庫管理を要望する。

10. おわりに

都市振興部は、都市計画課、地域整備課、産業振興課、地域振興担当、建設課、交通担当、国立駅周辺まちづくり推進室4課、2担当、1室で構成され、市民の安全で快適な生活環境を維持するため道路の整備、景観形成などを含めた都市基盤整備を担う重要な部署である。

主な業務としては、道路整備や交通の安全確保、放置自転車対策、市の各種施設の整備等、日常重要となる業務であり、また、開発行為、都市計画決定は多くの市民生活に影響をもたらすものである。個別的な事案について掘り下げる時間的な余裕はなかったものの、各課職員の協力により、書類の審査はもとより事務室、資材置場、防災倉庫にある材料品の在庫確認等、実地監査についても円滑に実施することができた。

業務の管理運営状況においては、ここ数年重点項目として職員の時間外勤務、出退勤状況等を取上げてきたが、今回の都市振興部においては、特に問題もなく指導が行き届いているように見受けられた。

以上